会計年度任用職員にかかる短期給付事務について

〇手続き方法について

（１）医療給付（高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金）

・自動給付となりますので、申請は不要です。

・所属の会計年度任用職員に医療給付がある場合、ＳＳＣで非常勤担当者メニューを割り振られている方あてに、お知らせが配信されます

⇒**「帳票配信一覧」画面から医療費明細を出力し、会計年度任用職員に交付してください。**

①「帳票配信一覧」をクリック

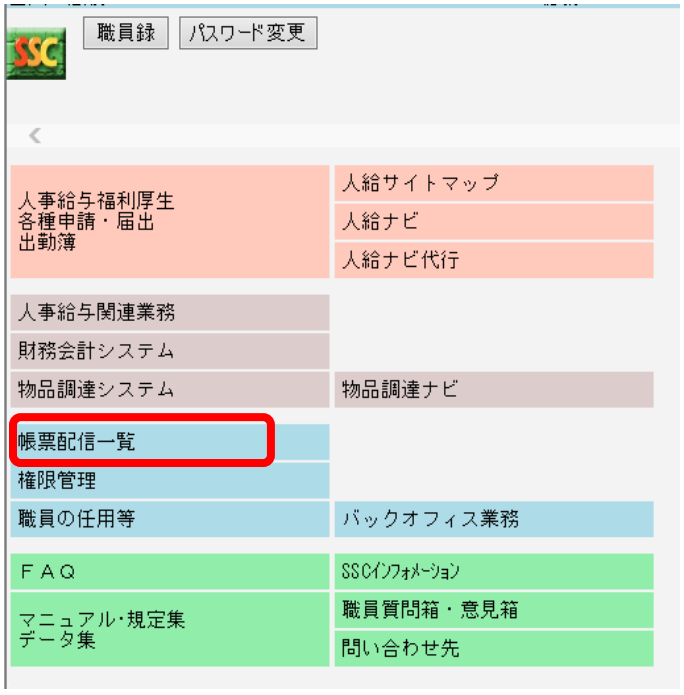

②「医療補助金給付明細書（地共済）」を選択

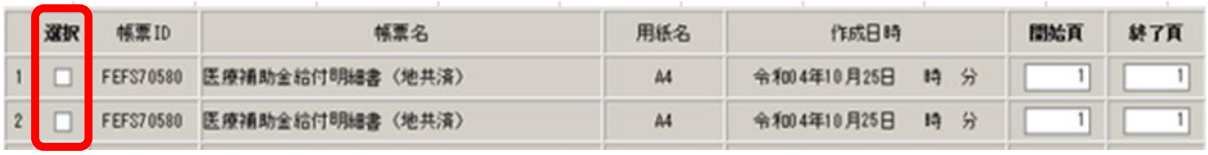

	選択	帳票ID	帳票名	用紙名	作成日時	開始頁	終了頁
1	☐	FEFS70580	医療補助金給付明細書（地共済）	A4	令和04年10月25日 時 分	1	1
2	☐	FEFS70580	医療補助金給付明細書（地共済）	A4	令和04年10月25日 時 分	1	1

③医療明細を印刷

（出力画面の様式）

高額療養費･家族療養費附加金･本人一部負担金払戻金 および 医療補助金給付明細書　1頁

令和　年　月分　　令和　年　月　日

地共済・互助会　　所属名：　　氏名：

金融機関	銀行ｺｰﾄﾞ	銀行名	支店ｺｰﾄﾞ	支店名
	預金種別	口座番号	口座名義人	

■口座情報は、最新の給付口座の内容です。

単位（円）

療養者氏名	診療年月	給付計算基礎		給付金額					
				地方職員共済組合			互助会		合計
	診療区分	医療費	自己負担額	高額療養費	家族附加金	本人払戻金	本人医療補助金	家族医療補助金	
合計									

（２）上記医療給付以外の給付

- 所属所を経由しての紙申請となります。
- 会計年度任用職員から請求書の提出があれば、請求要件（組合員資格の有無等）を満たしているか、添付書類に漏れがないかを確認

※休業手当金の請求は、ホームページに掲載の書類に加え、出勤簿及び給与明細書も提出。

- 請求書の「所属受付」欄に組合員から提出を受けた日付、「共済組合提出」欄に共済組合へ送付する日を記入して、共済組合へ提出
- 所属の非常勤担当者あてに、会計年度任用職員に給付金がある旨を連絡しますので非常勤担当者は、ＳＳＣで該当する会計年度任用職員の<u>代行入力により給付明細を画面印刷</u>し、<u>会計年度任用職員に交付してください</u>。

＜ＳＳＣでの給付明細の画面印刷方法＞

①「人事給与福利厚生　各種申請・届出」をクリック

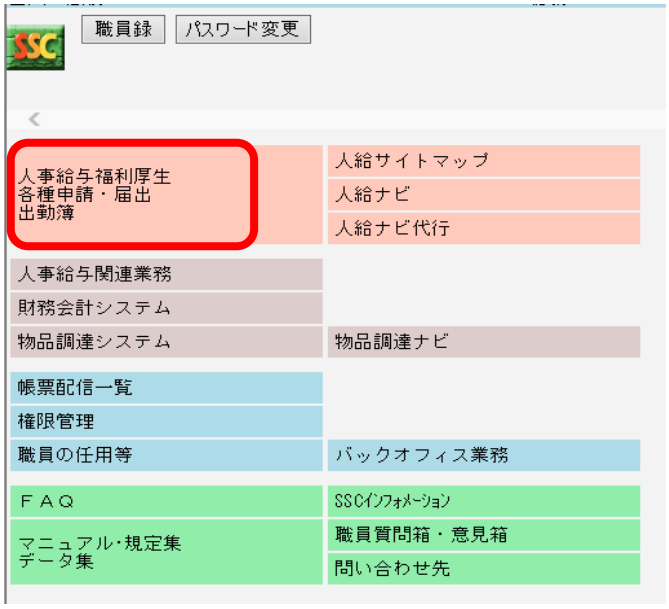

②「情報照会」をクリック

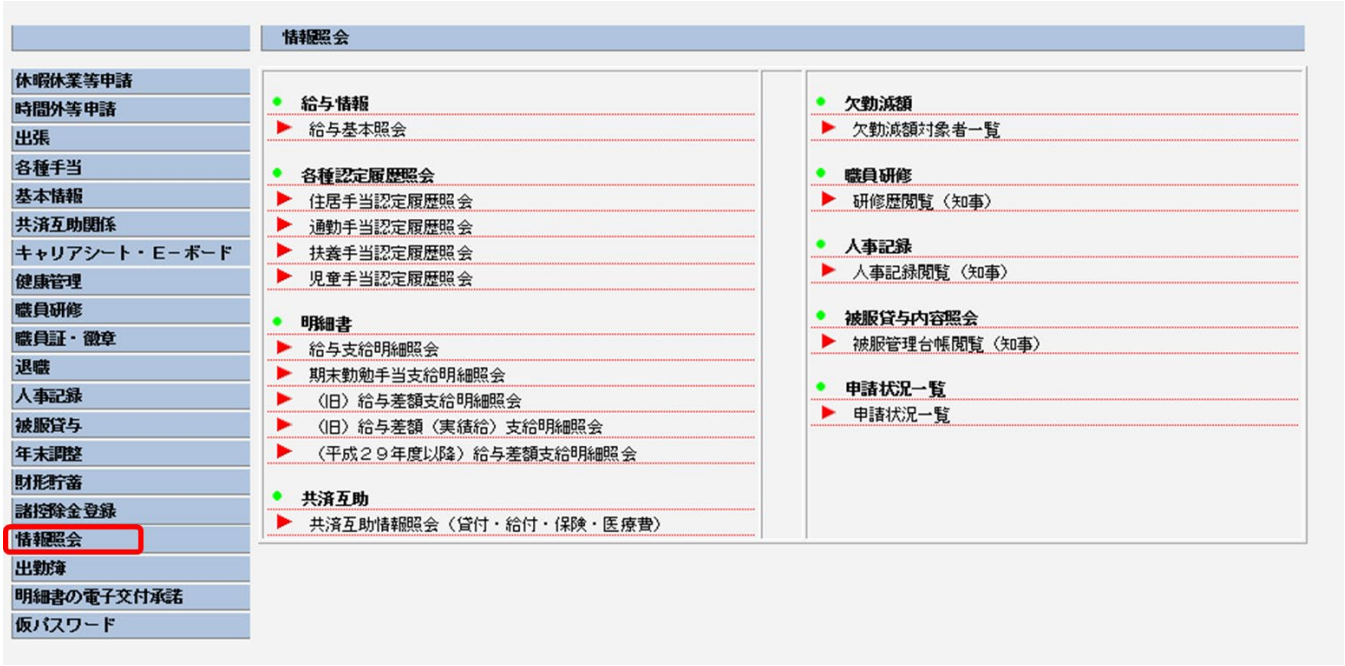

③「共済互助情報照会（貸付・給付・保険・医療費）」をクリック

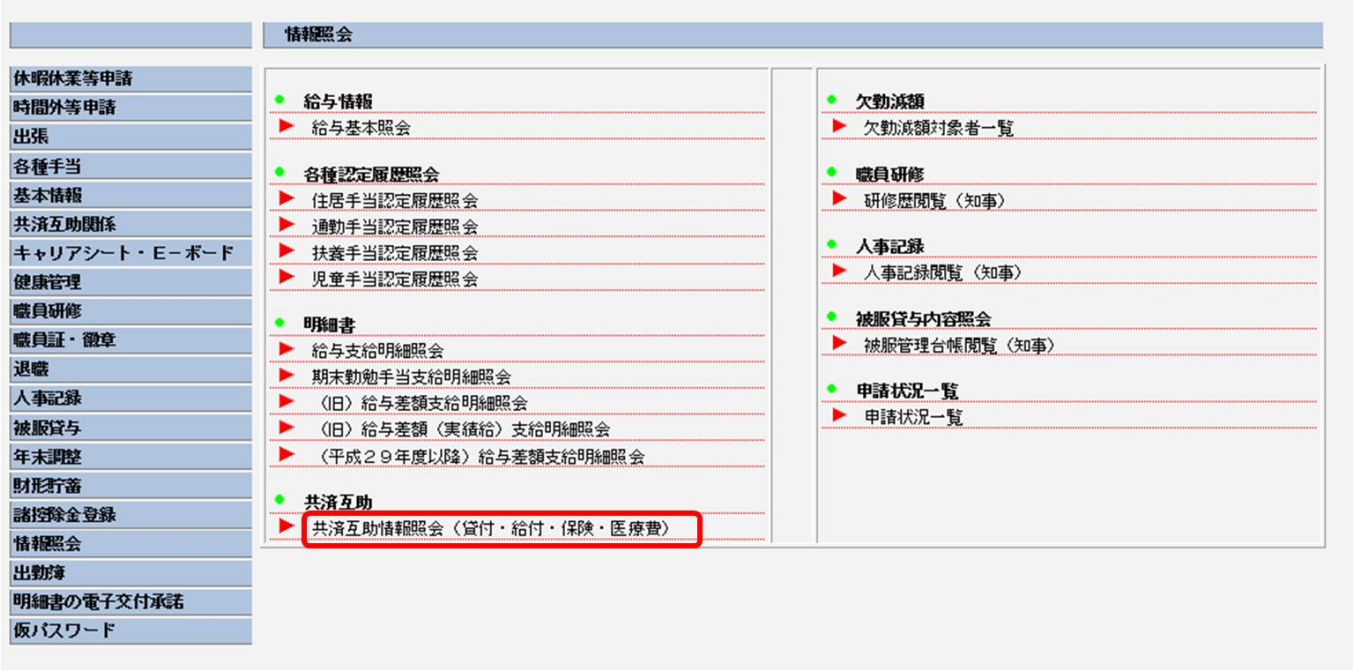

④「給付情報」を選択、処理年月に支給年月を入力、共済に☑を入れ「次へ」をクリック

⑤明細が表示されるので、「画面印刷」をクリック

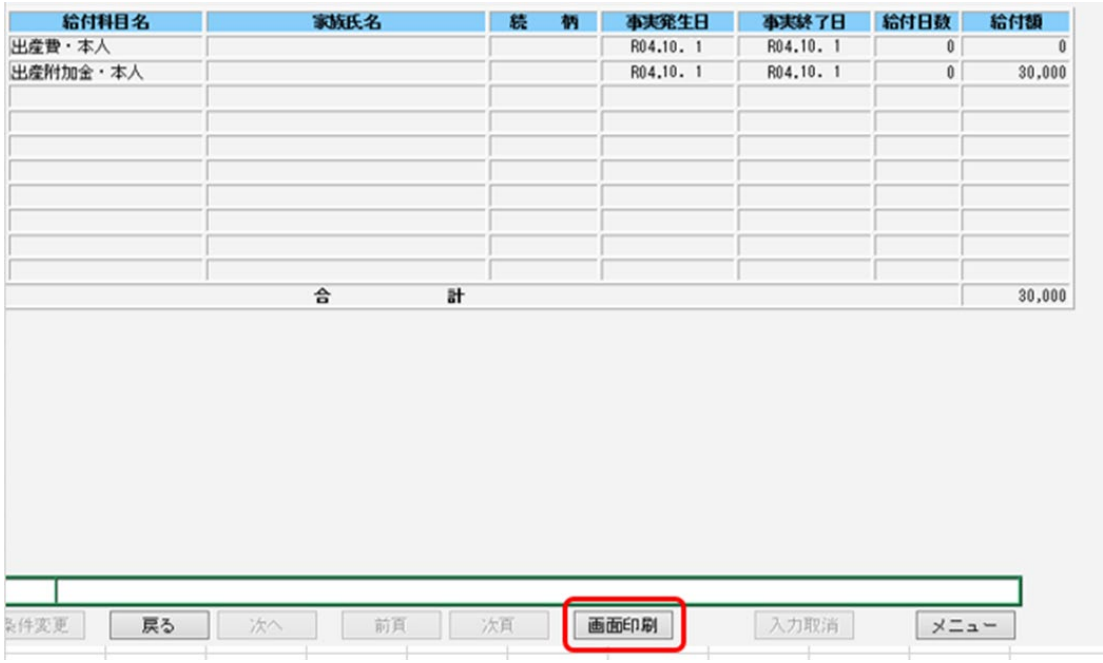

給付科目名	家族氏名	続　柄	事実発生日	事実終了日	給付日数	給付額
出産費・本人			R04.10. 1	R04.10. 1	0	0
出産附加金・本人			R04.10. 1	R04.10. 1	0	30,000
合　計						30,000

＜参考＞

〇給付内容について

・共済組合は、組合員及び被扶養者（扶養家族）の病気、負傷、出産、死亡、災害並びに組合員の休業等に対する各種給付（短期給付）を行っています。

・短期給付には法定給付や附加給付等の種類があります。※給付内容は常勤職員と同じ内容。

（１）法定給付

…法律でその給付の要件、内容等が定められている給付。

区分	給付事由	給付の種類	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 療養費 高額療養費（※１） 高額介護合算療養費 移送費　等	家族療養費 高額療養費（※１） 高額介護合算療養費 家族移送費　等
	出産	出産費	家族出産費
	死亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	休業等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金（※２、３） 介護休業手当金（※３）	
災害給付	災害	弔意金 災害見舞金	家族弔慰金

※１　医療費が高額な場合は、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いを一定の額（高額療養費算定基準額）までとすることができます。この場合、高額療養費は、共済組合が医療機関へ支払います。

※２　育児休業にかかる給付金を子が１歳になるまで受給する場合、雇用保険からは子の１歳の誕生日の前々日までの支給となりますが、地共済からは１歳の誕生日の前日まで支給されるため、地共済へ請求いただければ、１歳の誕生日の前日分のみを受給いただけます。

※３　育児休業手当金及び介護休業手当金については、同一の育児休業及び介護休業につき、雇用保険法の規定による育児休業給付金及び介護休業給付金の支給を受けることができるときは、支給されません。

（２）附加給付

…法定給付に附加して行う任意給付。

区分	給付事由	給付の種類	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	一部負担金払戻金	家族療養費附加金
	出産	出産費附加金	家族出産費附加金
休業給付	休業	傷病手当金附加金	